

KLM オランダ航空 日本人契約制客室乗務員雇止事件

11月29日 1,2,4陣 第14回裁判開催

オランダ法適用問題で論戦続く

原告29名の1,2,4陣訴訟は、5月の第11回口頭弁論で、組合側が「日本人客室乗務員に対しオランダ国内法を適用すれば、無期雇用となり雇止めは無効となる」との新たな主張を行いました。これは、日本の「通則法」という法律に基づくもので、労務を提供すべき地がオランダであればオランダ国内法を適用できます。

オランダ国内法では、有期雇用で3年を超えると無期雇用に切り替わります。3年を超えても有期雇用で働かせる場合は、特別な労使協定を結ぶ必要があります。

会社側は、7月の口頭弁論で「働いている場所はオランダとは言えない」と反論、組合側は9月の弁論で「勤務管理は全てオランダで行われ、働いているKLM機内はオランダ国内扱いであること」を主張しました。これに対し11月29日の第14回弁論で、会社側は30ページに及ぶ準備書面を作成して反論してきました。

会社側の反論は、組合側主張全般にわたり、色々と細かな点を指摘・主張してきました。

しかし、重要な点は、日本人客室乗務員はオランダ本国のKLM客室乗務員組織の一員として組み込まれて労務管理され、オランダ政府はオランダ労働市場への参入と見なして、日本人客室乗務員に労働許可の取得を義務付けているところです。

通則法12条の適用問題、オランダ国内法適用となった場合の労使協定の存在の有無と、この問題のやりとりがもう少し続きます。



裁判前のアピール行動(東京地裁前)

KLM オランダ航空「無期転換逃れの雇止事件」とは

KLM オランダ航空 (KLM) のアムステルダムー日本路線には、契約制の日本人客室乗務員が乗務していますが、2018年7月以降、経験豊かな日本人客室乗務員が次々と雇止めされました。

日本人客室乗務員の必要性がなくなった訳ではなく、雇止めした人数分を新たに採用し、人を入れ替えているだけです。これは2013年4月以降、労働契約法18条により5年を超えて働くと無期雇用へ転換する権利が生じるため、それを防ぐ「無期転換逃れの雇止め」そのものです。現在、雇止めの撤回を求めて32名のジャパンキャビンクルーユニオン (JCU) 組合員が、東京地裁に提訴してたたかっています。



第3陣訴訟は1月17日「判決」

3名の日本人客室乗務員が、客室乗務員養成訓練の期間を含めて5年2ヵ月の雇用期間となり、2019年に無期雇用切り替えを申し込んだものの、KLMは「訓練期間は雇用ではない」として雇い止めした事件は、労働審判を経て裁判となりました（第3陣訴訟）。この第3陣訴訟は、10月14日に結審し判決日は1月17日となりました。

KLMは、雇用ではないとする理由について、「訓練はEU客室乗務員認証（資格）を取得させるためのもので、その資格を取得したら他社でも使える。自動車学校などと同様でありKLMの雇用ではない」と主張しましたが、原告3名が採用時の状況、訓練内容について証言し、KLMの主張が全く事実に反することを明らかにしました。

KLMに採用され、社員への訓練として、EU認証取得の有無に関係なく、同じ内容で実施しています。そうしなければ、KLMの旅客便で客室乗務員の業務ができないからです。訓練は「KLM客室乗務員養成のため、KLMが採用し、KLMが行ったもの」であり、正にKLMの雇用そのものです。



KLM 最終準備書面は参考資料の扱いに

この訴訟では、KLMが3回も準備書面を裁判当日に提出し、裁判の進行を遅らせる意図が明らかでした。最終準備書面も結審日に提出するという非常識な対応でしたが、裁判長は「被告の陳述はなし。最終準備書面は参考資料扱いとする」と発言して結審しました。そして判決は1月17日と言いました。

コロナ禍のしわ寄せは契約社員に

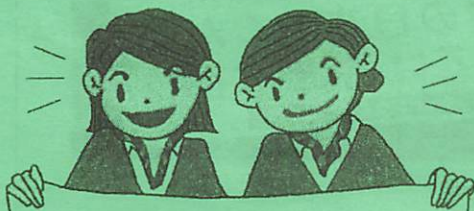
労働契約法改正の趣旨「雇用の安定」が実現する判決を

新型コロナウイルス感染症により、航空業界は昨年3月以降、国際線を中心に大幅な減便が続き、日本人客室乗務員を契約制で雇用していた外国航空会社では、契約更新の合理的期待があり、雇用調整助成金の支給期間内であるにも拘らず、1~4年働いた契約制客室乗務員を次々と雇い止めしています（アジアナ航空、中華航空、大韓航空、中国南方航空など）。

2020年の女性の自殺者は、前年比で14.5%も増えています。これは、女性が置かれている雇用形態の影響もあるのではないのでしょうか。通常でも弱い立場にある契約社員は、コロナ禍でも真っ先に犠牲になります。そのような犠牲者を少しでも減らしていくには、無期雇用への切り替えが求められます。

2013年、労働契約法18条の制定で、5年を超えて働けば無期雇用に切り替わる制度となりましたが、その目的は雇用の安定です。

その法改正の趣旨を実現するためには、無期転換逃れ目的の脱法行為、5年上限の雇い止めを許してはいけません。



裁判日程

1/17 13:10 631 法廷「判決」
2/10 13:30 709 号法廷

2021年12月 KLM オランダ航空雇止撤回ピラ

航空労組連絡会 Japan Cabin Crew Union (JCU)

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 Tel03-3742-3251